

鈴鹿医療科学大学 社会連携研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学社会連携研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動を推進するとともに、本学の知的資源の開発及び積極的な活用方法等について研究することにより、社会に開かれた大学として積極的に情報を発信し、地域社会からの信頼の醸成、教育研究活動の発展・充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携研究に関する学外との窓口機能に関すること。
- (2) 社会連携研究に関する学内の連絡及び調整に関すること。
- (3) 社会連携研究に関する調査及び企画に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 教員（兼務可）若干名

2 センターに、前項に掲げる者のほか、必要な教職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置き、本学の教員から学長が指名し、理事長が任命する。

2 センター長は、センターの管理運営を統括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(第4条(2)の教員)

第6条 第4条(2)の教員（以下「教員」という。）は、センターの業務に従事する。

2 教員は、センター長の推薦に基づき、学長が指名する。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、大学事務局 研究振興課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て行うこととする。

附則

この規程は、平成26年12月2日から施行する。